

大坂蔵屋敷の所有と移転に関するノート

豆谷 浩之

要旨

近世大坂には諸藩の蔵屋敷が置かれていた。それらは江戸の大名屋敷とは異なっており、個別の事情に応じて、設置・廃止、あるいは移転するものであったことが特長である。幕府領である大坂に諸藩が土地を所有することはできなかった。そのため蔵屋敷、名代という町人名義の屋敷を借りるという形式をとったが、実質は藩が所有しており、売買や質入れなどで所有者が表面化する時には名代を介するという場合があった。また、名目だけではなく、実質の部分でも蔵屋敷を「借りる」という場合もあった。そのような選択肢があることで、蔵屋敷の設置や移動が容易になった側面があり、そのことが幕藩制下における商業・流通都市としての大坂の活性化に大きな意味を持っていたと考えられる。

江戸時代の大坂には、最大で一三〇を越える蔵屋敷が置かれていた。こ

れらは時期によって増減があり、かつ屋敷の移動もしばしば行われた。筆

者はかつて、この課題に関する考察を行ったことがあるが「豆谷浩之二〇

〇一」、本稿はその問題に新たな論点を加えようとする試みである。ただ

し、本稿で取り扱う史料は、『難波丸』に代表される大坂案内記が中心であ

り、そこから抽出できた状況証拠をもとに仮説を提示するまでが本稿の課

題である。それを検証するためには個別事例に即した実証が必要である

が、その点は後の課題としたい。

一・蔵屋敷の設置と廃止の契機

軍役に伴い義務として設けられた江戸屋敷とは異なり、大坂の蔵屋敷は個々の藩が要不要を判断して設けられた。前稿「豆谷二〇〇一」でも若干の検討を行っているが、新たな事例を含めて、あらためて見ておきたい。

西国の多くの藩が大坂に蔵屋敷を有していたのに対して、東国の藩は大坂の蔵屋敷を置かないものも多かった。たとえば、延享五年（一七四八）版『難波丸綱目』では、当時存在した二六二藩（万石以上、支藩を含む）のうち蔵屋敷の記載があるのは、東北三（二七のうち）、関東六（四八のう

ち)、甲信〇(二〇のうち)、東海五(三三のうち)、北陸三(二〇のうち)、近畿五(四〇のうち)、中国(播磨含む)二二(三五のうち)、四国十二(十四のうち)、九州三一(三五のうち)となっている。東北・関東など東国の蔵屋敷が少ないのはさておき、近畿の藩が少ないのはいささか意外かもしれないが、近畿の場合は中小の藩が多く、かつ大坂に近いがゆえに、わざわざ蔵屋敷を置くまでもなかったという事情が考えられる^(注二)。

大坂に蔵屋敷を置かない場合でも、大坂になにがしかの拠点を持つ必要があった場合には「用聞」という町人を頼っていた。

大坂に蔵屋敷を置いた東国の藩について、いくつかの事例を見ておくことにする。

(1) 早くから大坂との関係が深かった藩

延享五年版『難波丸綱目』に蔵屋敷の記載がある東北の藩は、陸奥・弘前藩(津軽氏)、出羽・秋田藩(佐竹氏)、陸奥・棚倉藩(松平氏)の三件である。

弘前藩の初代とされる津軽為信は、主家の南部氏からの独立を画策して豊臣秀吉に接近したとされる。秀吉在世中の文禄二年(一五九三)に、京都釜座、大坂天満、敦賀に屋敷を置いたと伝えられる。出典の『工藤家記』(『新修大坂市史』史料編)は、文政二年(一八一九)の編纂物とのものである、かなり後年の二次史料ということになるが、津軽氏が早い時期から大坂との関係を持っていたことは確かであろう。弘前藩の大坂蔵屋敷は、元禄年間の史料から見られるようになる。時期的に見ておそらく北前船の航路が整備されて、安定的に物資の輸送が可能になったことを受けての措置だったと思われる。

秋田藩主の佐竹氏も、豊臣秀吉が関東に進出した頃から従っていたことが知られており、豊臣期の大坂をはじめ、聚楽第、伏見城下にも屋敷を構えていたことが家紋瓦の出土などにより判明している。秋田藩の大坂蔵屋敷が確認できるのは、現在知ることのできる限りでは延享五年版『難波丸綱目』が初見である。元禄九年(一六九六)版『難波丸』では用聞の記載があり、蔵屋敷を置かず用聞を通して大坂との関係を確保していたようである。

東北の大藩でも、仙台藩(伊達氏)が大坂蔵屋敷を置くのは。後述するように一八世紀後半のことで、日本海側の藩と太平洋側の藩とで事情が異なることがうかがえる。陸奥・棚倉藩については次項で扱う。

(2) 大坂周辺に所領をもっていた藩

主として譜代大名で、本領の他に大坂周辺に飛び地の領地をもっていた場合がある。大坂城代を勤めて役知として与えられた場合や、本領での加増が難しく畿内の幕府領から領地を割いた場合などがある。

延享五年に蔵屋敷のあった東北の藩のうち、陸奥・棚倉藩は、他の二藩とは異なつて領地が内陸部にあり、必ずしも大坂との交通が便利であったわけではない。

藩主の越智松平氏は、徳川六代将軍・徳川家宣の弟であった松平清武を初代とする親藩である。松平氏は、はじめ上野・館林を領地としていたが、宝永七年(一七一〇)に加増された際に、播磨国内にも飛び地の領地を得た。享保十三年(一七二八)に陸奥・棚倉に転封となったが、延享三年(一七四六)に当時の藩主であった松平武元が寺社奉行兼奏者番から西ノ丸老中に上がったことに連動して、旧領の館林に戻されている。従って『難波

丸網目』の記事はこの転封が反映されていない古い情報ということになる。この間、多少の加増があつたが、播磨国内の領地は保有されたままであつた。大坂蔵屋敷は、おそらくこの飛び地の年貢収納に関わって置かれていたものであろう。

その後、越智松平氏は、天保七年（一八三六）に石見・浜田に転封となり、東国大名から西国大名に立ち位置を変えている。

次に、すでに別稿で紹介したところであるが「豆谷二〇一四」、常陸・土浦藩の事例を見る。

土浦藩は貞享元年（一六八四）から同四年にかけて、藩主土屋政直が大坂代、京都所司代を歴任し、それに合わせて畿内に領地を加増された。

この領地は、多少の移動を伴いながら、基本的に幕末まで継承される。元禄九年版『難波丸』では、蔵屋敷の記述はなく、用聞として「南瓦屋町伏見屋四郎兵衛」の名が記されている。次に元禄一六年（一七〇三）版『公私要覧』では、南瓦屋町に蔵屋敷の所在が認められる。この記述に従えば、元禄一〇年代の前半ごろに土浦藩の蔵屋敷が設けられたことになる。南瓦屋町の蔵屋敷は幕末まで維持されるが、延享五年版『難波丸綱目』以後の文献では、「南瓦屋町 寺嶋孫左衛門」が代々蔵屋敷の名代を勤めている。

南瓦屋町の寺嶋氏といえば、御用瓦師として大坂城への出入りを許可された特権町人である。「寺嶋孫左衛門」がいかなる人物であつたのかは確定できていないが、寺嶋氏の一族であつたと考えてよいだろう。南瓦屋町という立地は、蔵屋敷の一般的な分布から見ればいささか特殊な位置関係になるが、寺嶋氏との関係でこの場所が提供されたと考えれば理解しやすい。もう一つの事例として、下総・古河藩、土井氏の大坂蔵屋敷を取り上げる。

藩主の土井氏は、宝暦十三年（一七六三）に肥前・唐津から下総・古河に領地が移された。唐津を所領としていた時期の蔵屋敷は堂島新地にあつた。そして、古河への転封に合わせて、平野郷町を領地に加えている。古河藩では、これに合わせて安永九年（一七八〇）に平野に陣屋を設けている。

一方で大坂の蔵屋敷は、安永六年（一七七七）版『難波丸綱目』の記事によれば、天満の「魚屋町」に移っている。「魚屋町」は、現在の南森町付近にあたる。天満天神社に近い繁華な場所であるが、川筋から離れており、広い土地の確保も困難と思われるため、蔵屋敷の立地としては必ずしも適切とは言えない。同じところに平野陣屋が開設されたことを考えれば、大坂蔵屋敷の存在意義が低下したことを表していると考えてよいだろう。平野郷町は、中世末には自治都市として知られた町場であり、近世においては木綿の集散を中心とした在郷町であつた。このため年貢の収納ばかりではなく、商取引に関係した事務手続きなどさまざまな需要があり、現地に陣屋を設けて直接管理する体制を選択したものと推定される。いわば、畿内の小藩と同じような統治形態を採つたと考えられるのである。

（3）新たに大坂との関係が深まった場合

近世も後半になると、全国的な流通圏の拡大など、新たな状況が見られるようになる。

仙台藩・伊達氏は、宝暦九年（一七五九）に大坂への米の回送を開始した（『撰陽奇観』）。それ以前は、奥州の米は江戸へ輸送していたところ、新たに一万石を大坂に送ることになったとのことで、そうした場合に不具合がないかどうか幕府から大坂町中に打診があり、町中から不都合なき旨の

書付を取るといふ念の入れようであったとされている。

仙台藩の大坂蔵屋敷は、安永六年版『難波丸綱目』には記載がないが、遅くとも天明年間（一七八〇年代）ごろには設置されていた。上記の大坂回米の開始に連動する措置とみてよからう。蔵屋敷の場所は中之島東端の成羽藩・山崎氏屋敷の西隣辺にあった。この付近は中之島の南北幅が狭く、大きな敷地を確保することができない場所である。仙台藩は表高六十二万石、実高は四百万石とも言われた（『摂陽奇観』）大藩であるが、回米高が一万石であるならば、この地の規模でも用を足すに十分だったのかもしれない。

大名ではないが、出羽・矢島藩、生駒氏（八千石）の蔵屋敷が、十八世紀後半から十九世紀初頭にかけて中之島の西端付近にあった。矢島藩領は、宝暦五年（一七五五）と天明年間（一七八〇年代）の二度にわたって大飢饉に遭遇している。大坂蔵屋敷の設置はこの時期と考えられるため、何らかの関係があったと推測される。矢島藩では、藩財政の困窮のため、宝暦六年（一七五六）に和泉国の廻船商であった食野家から借財をしたことが知られる。生駒氏は大和国の出身とされ、織田信長・豊臣秀吉に仕えたのち、讃岐一国の領主となったが、寛永年間に生じた御家騒動の結果、大幅減封となつて矢島に移されたという経緯を持つ。そのことから大坂に関係を持っていた可能性もあるが、具体的には宝暦年間の借財が大きな契機となったと考えてよい。以上のような経過を考えれば、大坂蔵屋敷の設置は、藩財政立て直しのために回米を強化したということが推測される。

この蔵屋敷跡では、二〇一四年に遺跡の発掘調査が行われている。その所見によれば、蔵屋敷の建設年代は十八世紀後半と考えられる「吉田悠

歩・市川創二〇一四」。上記の経過からみれば、矢島藩の蔵屋敷として建設された可能性が高いと言えよう。また、後述するように、矢島藩蔵屋敷は文化二年（一八〇五）に売却されている。藩財政の再建に一定の目処がついたのか、あるいは方針転換を迫られたのか、何らかの事情の変化があったことが推察される。いずれにしても、大飢饉下の領国経営と藩財政の再建策がどのような実態であったのか、本稿では立ち入るだけの史料を得ていないが、そうした歴史の一端を反映した事例として注意しておきたい。

以上のように、大坂の蔵屋敷は、設置者である藩の置かれていた事情によつて設置・廃止が行われ、必要とされる機能・規模もそれぞれ異なっていた。近世社会がある程度安定した段階以後、西国諸藩、特に外様の大藩においては転封の可能性はほとんどなくなっていた。大坂の蔵屋敷についても、安定的に物流があることを前提に考えることができたであろう。これに対して、東国諸藩や転封の可能性が高い譜代大名においては、大坂とどのように関わるかは、その時の状況次第で大きく変動したものと考えられる。蔵屋敷を置くか置かないかといった判断、あるいは取得や売却といったなかに、そうした事情が反映されていたものと考えられる。

二・蔵屋敷と名代

江戸時代の大坂は幕府領であったから、諸藩は土地を持つことができなかった。このため大坂の蔵屋敷には、名義上の所有者である町人「名代」がいた。

近世の大坂案内記には、例外なく蔵屋敷の情報が記載されており、関心の高い情報と意識されていたことがわかる。一例として延享五年版『難波

丸綱目』の広島藩蔵屋敷の個所では、藩主名、領地と石高、蔵屋敷の場所（掛屋敷を含む）、留守居・名代・蔵元・銀掛屋の人名、搬入される米の石高および米俵の詳細、藩主の家紋と船印、といった情報が列挙されている。留守居は藩から派遣された蔵屋敷の責任者で武士身分、名代・蔵元・銀掛屋は町人身分である。この時期の広島藩蔵屋敷では、名代は菅原町の江川庄左衛門、蔵元は今橋二丁目の鴻池屋善右衛門で銀掛屋を兼ねている。

広島藩蔵屋敷の名代の江川庄左衛門は、もと堺の住人で、慶長年間に大坂へ移り、大坂の陣後に松平忠明のもとで地子や町割の御用を勤め、以来代々北組惣年寄を勤めてきた^{（注二）}。広島藩のほか土佐堀にあった薩摩藩蔵屋敷の名代にも名を連ねている。このほか、延享五年版『難波丸綱目』では、蔵屋敷の名代として北組惣年寄の川崎屋次左衛門（松江藩・岡藩）、伊勢村新右衛門（高松藩・人吉藩）、永瀬七郎右衛門（熊本藩・宇土藩）、天満組惣年寄の薩摩屋仁兵衛（萩藩）ら、三組惣年寄の名前が見える。

このうち永瀬七郎右衛門は西横堀の開発に関わった材木商、薩摩屋仁兵衛は薩摩堀の開発に関わった人物である。伊勢村新右衛門の先代は、もと高麗橋の綿商人であったが北組惣年寄を拝命するにあたり商売をやめたという。三組惣年寄の町人の多くは、大坂の開発に関わって来た由緒を持つ町人であり、商人・金融業というよりも地主として蔵屋敷に関与していた、すなわち「名目」だけではなく、実態としても屋敷の所有者であったと考えられよう。ただし、人吉藩以外は、延宝七年（一六七九）版『難波雀』では別人が名代となっており、必ずしも延享時の名代がその土地の開発に関わったとは言えない。

延享五年版『難波丸綱目』では、名代と蔵元を兼ねた事例が十五例見られる。広島藩蔵屋敷の名代である江川庄左衛門は、薩摩藩蔵屋敷では「名

代蔵元」の中に名を連ねている。同藩の蔵屋敷は大坂に複数置かれていたためか、「名代蔵元」は四名挙がっている。萩藩の名代であった薩摩屋仁兵衛は、薩摩藩では名代ではなく蔵元として名前が挙がっている。このように蔵屋敷に関与する町人の実態は、実にさまざまであった。

そうした中で注意が引かれるのが、豊後日出藩（木下氏）の事例である。大坂案内記の記載によって、蔵屋敷の所在地・名代の居所・名代の名を整理すると次のようになる。

延宝七年（一六七九）	土佐堀西端	（名代の記載なし）
元禄十年（一六九七）	土佐堀端	（名代の居所無し）
延享五年（一七四八）	土佐堀二丁目土佐堀二丁目	日出屋徳兵衛
安永六年（一七七七）	堂島裏町	日出屋嘉七郎
文化十一年（一八一四）	西信町	日出屋徳左衛門
	屋敷内	日出屋嘉七郎
天保六年（一八三五）	西信町	日出屋将右衛門
	同所	

以上の通り、日出藩の大坂蔵屋敷は、土佐堀↓堂島裏町↓西信町（中之島）と、少なくとも二度の移転を行っている。安永六年版『難波丸綱目』では、土佐堀屋敷に該当する個所に「豊後日出明屋敷」とわざわざ記しているの、移転してさほど時間が経過していないことがうかがえる。まず目につくのは、名代が全て「日出屋」の屋号であることである。藩名を冠した屋号は、藩の御用を勤める町人であることをうかがわせる。時期により名前は異なるが、同じ家筋と考えて差支えないだろう。そして「日出屋」の居所は、蔵屋敷の移転に合わせるように移動している。

こうした状況に対して、次のような解釈が可能であろう。

①日出屋は市中の複数個所に屋敷地を所有しており、日出藩蔵屋敷はそ
の中で移転先を確保した。

②日出藩の要請に応じて日出屋が屋敷地の買収にあたり、移転が決まる
とそれに合わせて自身の居所も移した。

①では、日出屋自体の居所が移動することを理解することが難しい。②
であれば、「日出屋」は日出藩御用を勤めるためだけに存在するとも言え
る。いずれにしても、他には見られない特異な事例である可能性が高いが、
蔵屋敷と名代の関係を考える上では極めて興味深い事例であり、関係資料
の搜索をはじめとして個別研究を深める意義のあるものと考ええる。

ところで、大坂蔵屋敷の中で、津藩と松山藩は幕府からの拝領屋敷であ
るとされている。大正二年に刊行された『大阪市史』では津藩藤堂氏と伊
予松山藩松平（久松）氏がこれに当たるとする。しかし、一方で、小堀氏
の大坂屋敷が拝領屋敷であったことが明らかにされている〔植松清志・谷
直樹二〇〇〇〕。藤堂氏、小堀氏はともに、徳川氏による大坂城再築工事の
指揮を執るにあたって大坂屋敷を拝領したと伝えられている。小堀氏は近
世初頭において備中松山を領していたので、拝領屋敷とされている伊予松
山藩は備中松山藩の誤りである可能性がある。伊予松山藩屋敷について
は、根拠となる記録が見いだせていないため今後の検討課題である。

津藩・藤堂氏の大坂屋敷は天満川崎にあり広大な面積を誇ったが、津か
ら大坂への回米は交通の利便が悪く、延享五年版『難波丸綱目』では留守
居と名代が記されるだけで蔵元・掛屋等の記載がないので、年貢の販売拠
点としては大きな役割を果たしていなかったものと思われる。また、天満
本幡町にあった小堀氏の大坂屋敷は、十七世紀中ごろの正保年間頃までは

蔵屋敷として機能していたが、その後活用されなくなり、廃止・売却が画
策されている〔植松・谷二〇〇〇〕。同じく延享五年版『難波丸綱目』で
は、留守居も置かれず名代だけが記されている。

両者に共通するのは、拝領屋敷とされている場合でも名代は置かれてい
るということである。つまり、拝領屋敷といえども幕府領の中に大名が土
地を所有することが認められているわけではない、ということを意味して
いる。

次に蔵屋敷の売買に関わって、具体的に名代がどのように位置づけられ
ているのかを示す史料を紹介する。

大阪商業大学商業史博物館所蔵資料の中に、次のような売買証文がある
〔大阪商業大学商業史博物館二〇〇二〕。

① 証文之事

庄村新四郎町御預ケ地面二有之候生駒大内蔵様蔵屋鋪名
代淡路屋藤兵衛建家不残并建具廻り一式此度旦那蔵屋鋪
二買請地面其儘借り請則名代塩飽屋仁一郎江申附候処相
違無之候間水帳絵図浜地坪数帳三ヶ条御法度書之証文等
右仁一郎名前二切替可給候尤先年被願上候通右地面之内
道幅六尺常安町江拔路次通路明ヶ置候儀名代仁一郎より茂
証文指出候趣致承知候依而如件

文化式丑年閏八月

松平政之助内

浅井寛右衛門（印）

庄村新四郎町年寄

嶋屋

小兵衛 殿

② 一札

一其町内御預ケ地ニ有之候政之助蔵屋鋪壺ヶ所建家式ヶ所此度堺屋市兵衛方江引当ニ指入申ニ付名代塩飽屋仁一郎江右建屋不残譲り渡申候依之建家質入証文ニ致加判給銀三貫目相調請取候処実正也然ル上者限月以後万一返済相滞候ハ、右建家銀主名前ニ切替可被申候右質入ニ付如何様之儀出来候共少茂懸難儀申間鋪候為其一札如件

文化式年丑九月

松平政之助内

内田廣右衛門 (印)

新四郎町年寄

嶋屋

小兵衛 殿

前書之通相違無之候以上

浅井覺右衛門 (印)

①は文化二年(一八〇五)閏八月に生駒氏の蔵屋敷を松平政之助方が取得したことを、②は同蔵屋敷を質入れたことを、蔵屋敷所在地(庄村新四郎町)の町年寄に届け出た書類である。「松平政之助」については、現時

点で特定できていないが、「松平」姓をもつ大名または旗本であることは間違いない。

①を見ると、「建家残らず、ならびに建具廻り一式」を買収し、土地(地面)は「そのまま借り受け」とされている。すなわち、売買の対象となつたのは建物と建具類の「上物」であつて、土地は借地のままとされている。しかるに、名代は生駒時代の淡路屋藤兵衛から塩飽屋仁一郎に切り替える、とも書かれている。つまり、借地であるにもかかわらず、所有者の名義を書き換えるというのである。これはどのように解釈すればよいのだろうか。

後段では、水帳絵図・浜地坪数帳・三ヶ条御法度書の証文等も、淡路屋藤兵衛から塩飽屋仁一郎の名義に書き換えるとある。さらに、敷地内にある常安町へ抜ける幅六尺の道路について、確保しておくべき旨の証文も塩飽屋仁一郎名義で提出されるとある。これらは土地所有者に対する義務の規定であり、この記載から推測すると、実際には建物だけではなく土地の所有も含めて売買が行われており、それゆえに名代も切り替えられたと理解することができる。

また、②では同所にある「蔵屋敷一ヶ所と建家二ヶ所」を堺屋市兵衛に質入れるにあたり、建屋を残らず名代の塩飽屋仁一郎に譲渡したと書かれている。①により、土地は質入れの対象にならない(名目上ではあつても)ため、建家部分だけが対象となる。この内容から判断すれば、質入証文の名義は塩飽屋仁一郎ということになる(そのための譲渡である)が、返済が滞つた場合の処置について藩の立場で了解する旨が書かれているので、実質的な質入れ主は松平政之助家(藩名が不明のためこのように表現しておく)である。これは蔵屋敷建家の質入れに関して、藩の名前が表に

出ないための措置といえることができる。

蔵屋敷の売買や質入れなどの証文では、名代の名義で書類が作成される必要があった。この事例は、その場合に、単に「名義上」というだけではなく、実態の上でも名代の所有物件にしておくという手続きが取られたことがわかる。名代が「名義上の所有者」であることの実質的な意味は、このような場合に顕在化することであろう。

蔵屋敷に関係した町人には、「名代」のほか「蔵元」^{注三}や「掛屋」がいたことはよく知られている通りである。「蔵元」や「掛屋」が、商品（蔵物）や現金を取り扱い、蔵屋敷の経営や藩財政の運営にまで関係していたため、主に経済史、経営史の視点から多くの研究がなされているのに対して、「名代」については、あまり深く追求されてこなかった。しかし、蔵屋敷の「所有」という問題を考える上では、「名代」の検討が重要な課題といえることになる。名代は、蔵元や掛屋とは違った意味で蔵屋敷に深くかわった町人であるから、少なからぬ史料が残されているはずである。そうした関心で、あらためて史料を見ることが肝要であろう。

三、「借家」としての蔵屋敷

延享五年版『難波丸綱目』の蔵屋敷に関する記載には、所在場所の後に「借り屋敷」と注記した個所が見られる。具体的には赤穂藩・森氏、加賀藩・前田氏、陸奥棚倉藩・越智松平氏（以上、上中之島町）、三池藩・立花氏（玉水町）、秋田藩・佐竹氏（布屋町）、西条藩・松平氏（江戸堀四丁目）、旗本・木下氏（江戸堀五丁目）、佐伯藩・毛利氏、弘前藩・津軽氏、壬生藩・鳥居氏（以上、天満十一丁目）、旗本・戸田氏（堂島源左衛門町）、

である^{注四}。他の大坂案内記では、こうした記載をしたものがなく、なぜ本書だけがこうした記載をしたのかは不明であるが、わざわざ「借り屋敷」と書き加えているからには、記載のないものとは区別する意図があると考えてよい。

通説で言われているように、大坂の蔵屋敷は全てが（名義上は）借家である。また、前項で見たように、屋敷地は借地（実際には所有地であつても）で建物は藩の所有という扱いが現実には近かったと考えられる。これらと区別しているとすれば、この「借り屋敷」は現代で言うところの文字通りの「借家」に近いものだったのではないだろうか。

「借り屋敷」とされた蔵屋敷では、とりわけ共通点が見いだせるわけではないが、強いて言えば、赤穂・加賀・棚倉の三件、および佐伯・弘前・壬生・戸田の四件が近接する地区にあるという点である。この地区の土地および屋敷の所有関係が手掛かりとなるかもしれない。

この点について、示唆を与えてくれるのが、延宝七年（一六七九）版『難波雀』の備中・庭瀬藩蔵屋敷の記載である。同書では、中之島にあった庭瀬藩・戸川氏蔵屋敷の個所に名代の記載はなく、「上中之島本多中務殿蔵屋敷」と記している。

このとき、「本多中務」（政長）は大和郡山を領地とする大名で、同書によれば蔵屋敷は天満堀川西側にあり、上中之島町の岡小右衛門が名代であった。本多氏は、それより前の時期には、上中之島にも蔵屋敷を持っていたことがわかっている。明暦元年（一六五五）の様子を描いた「大坂三郷町絵図」（大阪歴史博物館蔵）^{注五}では、中之島東端に「山崎虎介」（丸龜藩（当時、のち備中成羽）山崎氏）、一つの区画はさんで、三区画目に「本田内記」（表記のまま）を記す。また、延宝四〜五年ごろの状況を描いたと考

えられる「大坂中之島図」(大阪歴史博物館蔵)では、東端に「山崎甲斐」、二区画目に「代官末吉勘兵衛」、三区画目に「森伯耆守」、四区画目に東から「本田中務」「松平加賀守」「松平淡路守」を載せる「八木滋二〇〇四」。本多氏の屋敷の位置に食い違いが見られる点は要検討であるが、この地区に本多氏の蔵屋敷が置かれていたことは確認できよう。

本多氏は大和・郡山から延宝七年(一六七九)に陸奥・福島へ移され、宇都宮を経て貞享二年(一六八五)に旧領の郡山へ復している。前述のごとく天満堀川にも蔵屋敷を保有していたため、中之島の屋敷を廃した可能性がある。延宝七年版『難波雀』の記載は、山崎・森・戸川・前田・松平の順となっており、「大坂中之島図」と符合している。この点からも、戸川氏の蔵屋敷は、本多氏の蔵屋敷を引き継いだものと考えることができる。その際、わざわざ「上中之島本多中務殿蔵屋敷」と記したのは、戸川氏が屋敷を買得したのではなく、本多氏の屋敷を借り受けていたからと考えることができよう。

「大坂中之島図」には、さらに、中之島の東から二区画目の町人地に「御借蔵」の朱書がある。これが何を指しているのかは、この限りでは明らかではないが、蔵の貸し借りが行われていたことを示唆しており興味深い。

また、安永六年版『難波丸綱目』には、二ヶ所の「明屋敷」の記載がある。一つは前項で見た「日出藩明屋敷」、もう一つは「宇都宮明屋敷」である。「宇都宮明屋敷」は上中之島町の水戸藩と加賀藩の間に記されている。記載順は実際の位置関係を反映していると考えられ、「宇都宮明屋敷」は加賀藩屋敷の東隣、延宝年間までの本多氏の屋敷地であった可能性がある。「宇都宮明屋敷」の表記は、宇都宮藩の蔵屋敷が使われなくなっていたことを示すものではないが、この場所が時代の変遷によって異なる藩の蔵屋

敷地として変遷していったとすれば、この場所の特殊性として注目されるところである。

第一項で見たように、大坂の蔵屋敷は、それぞれの藩をめぐる個別の事情によって要不要がめまぐるしく変動することがあった。転封の可能性が大きな譜代大名で、ある時期だけ大坂の蔵屋敷が必要で、将来的にはまた不要となることが予測された場合に、蔵屋敷を買得するのではなく「借りる」という選択肢もあったということになるのだろう。

終りに

近世の大坂は、商業都市、流通都市として栄えたことが知られている。全国からの産物の流通において、蔵屋敷が大きな役割を果たしたこともまたよく知られている通りである。本稿では、これまでに考えてきた蔵屋敷の設置と廃止、移動という問題をさらに深めて考えようとした。その中で、これまであまり追及されてこなかった名代の重要性や、蔵屋敷の土地と建物の所有をめぐる問題、さらに「借家」としての蔵屋敷について、いくつかの仮説を提示した。

大坂といえども、近世においては幕藩制的土地所有に規定されていることが前提である。しかし、幕府領の大坂にあった蔵屋敷が、町人地であったがゆえに、土地や建物の売買等に関して一定の流動性を保っていたということが言えるのではないかと思う。それは、時代や状況の変化に即応して機敏に対応できる、商業・流通を主体する都市・大坂にとっては、都市を活性化させるためのよい条件を与える側面をもっていたのだろう。

ともあれ、冒頭にも述べたように、ここで提示できたのは状況の解釈に

とどまる。これを一つ一つ実証してゆくことが今後の大きく、かつ重要な課題であることを宣して、筆を置くこととしたい。

(注二) 中国地方で大坂蔵屋敷のない藩(十二件)の内訳は、近国(播磨・備中)の小藩が四、支藩が八である。四国地方の二件は、多度津藩と松山新田藩で、それぞれ丸亀藩と松山藩の支藩、九州地方の三件のうち二件は小倉新田藩(小倉支藩)と平戸新田藩(平戸支藩)である。残る一件は延岡藩であるが、藩主の内藤氏は前年に磐城平から入封したばかりで、この時点でまだ蔵屋敷の準備が整っていなかった(または掲載情報に反映されていなかった)ものと考えられる。

(注三) 「三郷年寄家筋書」「大阪市参事会編一九二一」

(注四) 江戸時代の初期には武家身分の「蔵元」があり、時代が進むにつれて町人身分の「蔵元」が主体となったとするのが通説であるが、本稿はこの問題を追及することが課題ではないので、厳密な使い分けはしていない。

(注五) 『難波丸綱目』には版の異なる異本があり、初版からの改定で、三池藩・立花氏(玉水町)「借り屋敷」は削除されている[多治比郁夫・日野龍夫一九七七]。しかし、他の個所の改刻はなく、寛延版においてもそのままであった。

(注六) 筆者は以前に、この絵図に記載された大名の官名等を検討して、明暦年間より新しい情報がある可能性を指摘したことがある[豆谷二〇〇四]。しかし、本図は明暦元年の水帳整備に伴って作成されたと考えられるため、名称としては表記の通りとしている。

(参考文献)

植松清志・谷直樹二〇〇〇「小室藩大坂蔵屋敷の変貌」、渡辺武館長退職記念論

集刊行会編『大坂城と城下町』、思文閣出版、二〇五～二二六頁

大阪市参事会編一九二一『大阪市史』第五

大阪商業大学商業史博物館二〇〇二『蔵屋敷』Ⅲ(大阪商業大学商業史博物館史料叢書 第三卷)

多治比郁夫・日野龍夫一九七七「解題」、『校本難波丸綱目』、中尾松泉堂書店
豆谷浩之二〇〇一「蔵屋敷の配置と移転に関する基礎的考察」、『大阪市文化財協会研究紀要』第四号、二三九～二五七頁

二〇〇四「17世紀中葉における初藩の大坂屋敷について―大坂三郷町絵図を中心に―」、『大阪歴史博物館研究紀要』第三号、二一～三七頁

二〇一四「江戸時代の上町台地」、『大阪上町台地の総合的研究』(平成二一～二五年度(独) 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)) 一八三～一九二頁

八木滋二〇〇四「大坂中之島図―蔵屋敷関係資料―」、『大阪歴史博物館研究紀要』第三号八七～九七頁

吉田悠歩・市川創二〇一四「蔵屋敷の蔵―中・小藩の場合―」、大阪文化財研究所『葦火』一七二号、二～三頁

A note on the ownership and relocation of *Osaka Kurayashiki*

MAMETANI Hiroyuki

Osaka Kura Yashiki were warehouse residence complex built by *Hans* (Fief domains in early modern period) in Osaka. Unlike the *Daimyo* (feudal lord)'s mansion in Edo, they were installed because of the necessity for each *Han*. So they were built, closed, and moved according as the each *Han*'s reasons. As *Hans* were not able to own domain in Osaka, the *Tokugawa Shogun*'s territory, they officially borrowed citizen's houses for using as *Kura Yashiki*. But in fact, many *Hans* possessed own *Kura Yashiki*, and sometimes bought or sold them. Such circumstance was the advantage of Osaka's economical development.

